

## すながわスイートロード協議会公式キャラクター使用に関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、すながわスイートロード協議会公式キャラクター(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 キャラクターの名称及び基本デザインは、次のとおりとする。

- (1) 名称 スイップちゃん
- (2) 基本デザイン 別図のとおり

### (権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、すながわスイートロード協議会(以下「協議会」という。)に帰属する。

### (使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 協議会が主体となって実施する事業、業務等で使用する時。
- (2) 市内の学校等が、教育の目的で使用する時。
- (3) その他会長が適当と認めた時。

### (使用の承認等)

第5条 会長は、前条の規定による使用承認申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 協議会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある時。
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある時。
  - (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがある時。
  - (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用し、又は利用するおそれがある時。
  - (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがある時。
  - (6) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる時。
  - (7) 他のキャラクターとの誤認又は混同を生じさせるおそれがある時。
  - (8) その他会長が使用について不適當と認めた時。
- 2 会長は、前条の申請者に対し、使用を承認するときは、砂川市キャラクター使用許可書(別記第2号様式)により通知するものとする。
- 3 会長は、使用を承認する際に、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 キャラクターの使用期間は、使用を承認した日の属する年度の末日までとする。ただし、当該使用について、その年度の末日までにキャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)から使用終了の連絡がない場合は、当該期間を翌年度の末日まで延長することができるものとし、次年度以降も同様とする。

(使用者の遵守事項等)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域の活性化の推進に寄与する措置を講ずること。
- (2) 会長が別に指示する方法により、協議会のキャラクターであることを明記すること。
- (3) 承認された用途にのみ使用するとともに、承認に係る物件(以下「承認物件」という。)を速やかに会長に提出すること。ただし、当該承認物件の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができる。

2 会長は、使用者がキャラクターを使用するに当たり、この要項に違反したときは、当該使用者に対して必要な是正を求めることができる。

(承認内容の変更申請)

第9条 使用者は、使用承認申請の内容を変更しようとするときは、すながわスイートロード協議会公式キャラクター使用内容変更承認申請書(別記第3号様式)をあらかじめ会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の使用者に対し、変更を承認するときは、すながわスイートロード協議会公式キャラクター使用内容変更承認通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(使用の終了報告)

第10条 使用者は、キャラクターの使用を終了したときは、速やかに、すながわスイートロード協議会公式キャラクター使用終了報告書(別記第5号様式)を会長に提出しなければならない。

(報告又は調査)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、使用者に対してキャラクターの使用に関し報告を求め、又は調査をすることができる。

(使用の承認取消等)

第12条 会長は、使用者がこの要項に違反していると認めるときは、キャラクターの使用及び変更の承認を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により使用及び変更の承認を取り消すときは、使用者に対し、キャラクター使

用承認の取消を連絡する。

- 3 第1項の規定により使用及び変更の承認を取り消された使用者（以下「承認取消者」という。）は、前項の連絡を受けた日以後、承認物件の配布、掲示、販売等をしてはならない。
- 4 承認取消者は、会長から承認物件の回収の指示を受けたときは、自らの責任でこれを行うものとする。
- 5 会長は、第1項の規定により使用及び変更の承認を取り消したことに伴い生じた損失について、一切の責任を負わない。

（責任の制限）

第13条 会長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は生じた損失について、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第14条 キャラクターの使用に関する庶務は、すながわスイートロード協議会事務局（砂川市経済部 商工労働観光課観光係）において行う。

（その他）

第15条 この要項に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年11月1日から適用する。

別図

	基本デザイン
1	